

## (別添3)

「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度」に係る会計処理等の取扱いについて  
(事務連絡案)

### 1 会計処理について（実施施設が支援費対象施設の場合に限る。）

「相互利用制度」については、本来の施設に係る事業と一体的に運営される事業であることから、その会計処理については、事務負担軽減の観点より、会計単位を区分せず、一体的に処理して差し支えない。

この場合であっても、それぞれの事業の収支分析を求められた場合に、法人として、補助簿等により経理内容を明らかにできるよう留意しておく必要がある。

### 2 請求書等について（利用者が身体障害者及び知的障害者の場合に限る。）

施設から市町村への経費の請求に当たっては、支援費制度の様式を準用して差し支えない。

ただし、当然のことながら、支援費に係る様式とは区分して作成していただく必要がある。

なお、市町村から施設への経費の支払いについては、施設の運営に支障が生じないよう、支援費制度と同様に取り扱っていただくようお願いする。

### 3 単価の適用の特例措置について（利用者が身体障害者及び知的障害者の場合に限る。）

利用決定に当たっては、支援費制度の障害程度区分の判定を準用し、適用する単価を決定するものであるが、15年度に限っては、支援費制度と同様に、「区分B」に該当するものとみなして単価を適用して差し支えない。

## (別添4)

支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るデイサービス、短期入所及びグループホームの相互利用制度等について（部長通知案）

### 1 目的

近隣においてデイサービス等を利用することが困難な身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、身近な場所でのサービス利用を可能とすることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、事業の運営を適切な事業運営ができると認められる事業者に委託することにより実施することとする。

### 3 対象者

- (1) 身体障害者及び知的障害者については、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の居宅生活支援費（以下、単に「支援費」という。）の支給決定にあたっての勘案事項を準用して勘案し、本制度の利用が適当と認められる者とする。
- (2) 精神障害者については、精神障害者居宅生活支援事業の実施について（平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添3の精神障害者地域生活援助事業運営要綱（以下「精神実施要綱」という。）の第5によることとする。

### 4 対象サービス

- (1) 身体障害者に対するサービス  
指定知的障害者デイサービス事業所が提供するデイサービス並びに介護保険法の指定通所介護事業所が提供するデイサービス及び指定短期入所生活介護事業所が提供する短期入所とする。
- (2) 知的障害者に対するサービス  
指定身体障害者デイサービス事業所が提供するデイサービス及び精神実施要綱に基づき運営されているグループホームへの入居とする。
- (3) 精神障害者に対するサービス  
指定地域生活援助事業所（グループホーム）への入居とする。

### 5 利用の決定

- (1) 身体障害者又は知的障害者の利用
  - ① 本制度の利用を希望する身体障害者又は知的障害者は、支援費の支給に係る申請に準じて市町村に申請するものとする。
  - ② 市町村は、申請を受理したときは、支援費の支給決定にあたっての勘案事項を準用して本制度の利用の適否を判断することとなる。
  - ③ 市町村は、利用が適当と認める場合は、支援費の支給決定を行う際に定める利用者の障害の程度による単価の区分の判定及び利用者負担額の決定を行ったうえで、申請者に対して利用の決定及び利用者負担額を通知するとともに、事業者に対して利用を通知することとする。
- (2) 精神障害者の利用  
精神障害者の利用までの手続については、精神実施要綱の第8によることとする。

## 6 利用単価

### (1) 身体障害者及び知的障害者に対するサービスについて

利用者に提供したサービスに応じて、「所定額」から「利用者負担額」を控除した額を利用単価とする。

「所定額」は別紙の「支弁基準額」に定める支援費の類型ごとに、利用者の障害の程度による区分等に応じて、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第27号）又は知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第29号）に定める単価を適用することとし、当該基準において算定することとされている加算のうち食事加算、入浴加算及び送迎加算については、支援費と同様に加算することができることとするので、これを加算した額を所定額とする。

### (2) 精神障害者に対するサービスについて

精神保健費等国庫負担（補助）金について（平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知）によることとする。

## 7 利用料

### (1) 身体障害者及び知的障害者に係る利用者負担額については、支援費の利用者負担額表をそれぞれ障害種別サービス別に準用することとし、利用者（扶養義務者）が事業者に納付することとする。

なお、相互利用制度等による利用者負担額と支援費による利用者負担額とを合算して当該利用者の利用者負担額の上限とすることはないので、念のため申し添える。

### (2) 精神障害者に係る入所者負担金については、精神障害者居宅生活支援事業の実施について（平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添3の精神障害者地域生活援助事業運営要綱の第7によることとする。

## 8 その他

### (1) 身体障害者及び知的障害者に対するサービスに要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費、創作的活動に係る材料費その他日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの費用徴収に係る取扱いは、支援費の取扱いを準用することとする。

### (2) 精神障害者に係る入居者の費用負担については、精神障害者居宅生活支援事業の実施について（平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添3の精神障害者地域生活援助事業運営要綱の第9によることとする。

## (別紙)

利用サービス	利用者	利用先(事業所)	支弁基準額
デイサービス	身体障害者	指定知的障害者デイサービス事業所(単独型)	単独型身体障害者デイサービス支援費(Ⅰ)
		指定知的障害者デイサービス事業所(併設型)	併設型身体障害者デイサービス支援費(Ⅰ)
		介護保険法による指定通所介護事業所	単独型身体障害者デイサービス支援費(Ⅰ)
	知的障害者	指定身体障害者デイサービス事業所(Ⅰ)(単独型)	単独型知的障害者デイサービス支援費
		指定身体障害者デイサービス事業所(Ⅰ)(併設型)	併設型知的障害者デイサービス支援費
		指定身体障害者デイサービス事業所(Ⅱ)(単独型)	単独型身体障害者デイサービス支援費(Ⅱ)
		指定身体障害者デイサービス事業所(Ⅱ)(併設型)	併設型身体障害者デイサービス支援費(Ⅱ)
	短期入所	身体障害者	介護保険法による指定短期入所生活介護事業所
グループホーム	知的障害者	精神障害者グループホーム	知的障害者地域生活援助支援費
	精神障害者	指定地域生活援助事業所	精神障害者グループホーム単価

※ 「利用先」及び「支弁基準額」の身体障害者デイサービス(Ⅰ)(単独型)等の用語は、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第27号)又は知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)によることとする。

※ 精神障害者グループホーム単価は、精神保健費等国庫負担(補助)金について(平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知)によることとする。

## (別添5)

### 児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について（部長通知案）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に規定する児童デイサービスに係る居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給又はやむを得ない事由による措置の対象となる児童の範囲については、平成10年8月11日障発第476号本職通知「障害児通園（デイサービス）事業について」の第3に定める対象児童と同様下記1の（1）のとおりであり、さらに下記1の（2）及び2の事項を踏まえて適切な対応が図られるよう、管内市町村に周知をお願いしたい。

なお、平成10年8月11日障発第476号本職通知「障害児通園（デイサービス）事業について」は廃止する。

#### 記

#### 1 対象児童の範囲についての留意事項

（1）児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童は、通園による指導になじむ障害のある幼児とする。

ただし、市町村は、通園による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情等諸般の事情を考慮し適当と認められる学齢児（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学している児童）を対象とすることができるものとする。

（2）なお、市町村が必要と認めれば、現在は著しい障害がなくても、現存する疾患等を放置すれば将来一定の障害を招来するおそれのある児童（2において「おそれのある児童」という。）についても対象となるものである。

#### 2 対象児童に該当するか否かの判断についての留意事項

市町村は、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けていない場合でも、必要な場合はサービスを利用させることができるものである。なお、身体障害者手帳及び療育手帳を有しない障害児の保護者から居宅生活支援費の支給の申請等があり、障害を有するか否か又はおそれのある児童に該当するか否かの判断が困難な場合は、市町村は、必要に応じ児童相談所の意見を求めた上で、支給決定等を行うこととなる。

## (別添6)

児童福祉法第21条の25第1項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について（部長通知案）

支援費制度施行に伴い、児童デイサービスを利用しようとする際には、児童の保護者が市町村に支援費の支給申請をすることとなるが、市町村は、やむを得ない事由がある場合には、児童福祉法第21条の25第1項の規定により措置することができることとされている。

ついては、この場合の措置を行うに当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、御了知のうえ、管内市町村に対し周知をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

### 記

#### 1 やむを得ない事由による措置の適用について

次のいずれにも該当する場合は、当該児童につき、やむを得ない事由による措置により、児童デイサービスを提供することができるものである。

なお、その場合には、児童の障害を受容するに至っていない保護者に対し3に示した対応を図るなど、十分配慮するものとする。

(1) 乳幼児健診等で、児童に何らかの障害等が認められた場合。

(2) 医師、保健師、ケースワーカー等から児童デイサービスの利用を勧奨されているが、(1)の児童の保護者が当該児童の障害を受容するに至らず、支援費の支給申請を躊躇している場合。

#### 2 措置の期間

1の事由による措置の期間は、保護者が当該児童の障害を受容し、支援費の支給申請を行い、市町村が支給決定するまでの間とする。

なお、支給決定を行った場合、支援費の支給は翌月から（当該決定日が月の初日である場合は、当該月から）開始することとする。

#### 3 保護者への支援

市町村は、関係機関と連携して、当該児童及び保護者の状況を把握するとともに、障害についての情報提供や相談支援等、保護者の心理に配慮した支援を行うものとする。

また、保護者が児童とともに通園し、療育方法等に関する指導が受けられるよう配慮するものとする。

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握した上で、望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取組など障害者（児）に対する地域生活支援の在り方について検討することを目的とする。

2. 検討項目

(1) 障害者（児）に対する地域生活支援の在り方

- ① 先進地域事例の分析、評価を通じて、障害者（児）の地域生活を支援するための効果的な地域ケアモデルとは、どのようなものかについて検討する。
- ② その際の主な論点としては、
  - ・ 地域ケアモデルの標準的な支援サービスメニューとして、どのような構成が適当か。(ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ、相談支援、就労支援等)
  - ・ 地域ケアモデルにおいて、自助、共助、公的サービスの組み合わせをどのように考えるか。(公的サービスの守備範囲、自薦ヘルパーや当事者による支援活動の位置づけ等)
  - ・ 地域ケアモデルの地域単位をどのように考えるか。また、地域特性についてどのように考慮すべきか。
  - ・ 望ましい地域ケアモデルの整備はどのように進めていくべきか。また、行政の関与はどうあるべきか。(国、都道府県、市町村の役割等)
  - ・ 地域支援サービスの質の評価はどのように行われるべきか。また、良質のサービスを育成するためにはどうすればいいか。(当事者による評価の位置づけ、サービス提供者の資格等)
  - ・ 望ましい地域生活支援を実現するに当たり、将来の財源についてどう考えるか。

(2) ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

支援費制度施行後の利用状況等を踏まえたホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会  
委員名簿

- 有留 武司 東京都福祉局障害福祉部長  
安藤 豊喜 (財) 全日本聾唖連盟理事長  
板山 賢治 (福) 浴風会理事長  
江草 安彦 (福) 旭川荘理事長  
大熊由紀子 大阪大学人間科学部教授  
太田 修平 日本障害者協議会理事・政策委員長  
大谷 強 関西学院大学経済学部教授  
大濱 眞 (社) 全国脊髄損傷者連合会理事  
大森 彌 千葉大学法経学部教授  
京極 高宣 日本社会事業大学学長  
笹川 吉彦 (福) 日本盲人会連合会長  
佐藤 進 (福) 昴理事長  
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授  
竹中 ナミ (福) プロップ・ステーション理事長  
谷口 明広 自立生活支援センターきらリンク事務局長  
中西 正司 (NPO) DPI 日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表  
早崎 正人 大垣市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進室長  
村上 和子 (福) シンフォニー理事長  
室崎 富恵 (福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長  
森 貞述 高浜市長  
森 祐司 (福) 日本身体障害者団体連合会事務局長  
渡辺 俊介 日本経済新聞社論説委員

計 22 名 (五十音順、敬称略)